

定例監査の結果

1 監査の期間

令和元年10月30日から令和元年12月25日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 教育庶務課、文化振興課、図書館

- ・小学校（西尾、花ノ木、西野町、米津、中畑、寺津、福地北部、白浜）
- ・中学校（平坂、一色）
- ・義務教育学校（佐久島しおさい）
- ・ふれあいセンター（鶴城、矢田、寺津、横須賀、幡豆）
- ・公民館（幡豆）

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

小学校・中学校・義務教育学校については、施設訪問監査を実施し施設管理や防災対策等の実査、ふれあいセンター及び公民館については、施設管理の実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 教育庶務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 単価契約において、予定価格が定められていないものが散見された。

【契約規則第25条】

(イ) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に係る根拠条文の記載がないものがあった。

【契約規則第31条】

(ウ) 建設工事請負契約約款に定められた現場代理人及び主任技術者等の通知を受けていないものが散見された。

【建設工事請負契約約款第11条】

(エ) 物品等供給契約約款に定められた納品書の提出を受けていないものがあつた。

【物品等供給契約約款第12条】

(オ) 予算可決前に契約準備行為（見積り徴収）をしているものがあつた。

【地方自治法第210条】

イ 公印の使用について、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。 【公印規則第8条】

ウ 補助金の交付決定を受けたにも関わらず調定していないものがあつた。予算決算会計規則により、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

【予算決算会計規則第26条】

(2) 文化振興課

契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約書において、契約保証金に係る事項の記載がないものがあつた。

【契約規則第27条】

(イ) 予算可決前に契約準備行為（見積り徴収）をしているものがあつた。

【地方自治法第210条】

(ウ) 業務委託契約において、一部再委託が生じているにも関わらず定められた手続きがとられてないものがあつた。 【業務委託契約約款第5条第2項】

(3) 図書館

個人情報の管理状況において、保有する個人情報について、保有開始届出書を市長に提出しておらず、個人情報ファイル簿を作成していなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例等を遵守した事務を遂行されたい。

【個人情報保護条例第15条】

(4) 小学校・中学校・義務教育学校

ア 公印の使用について、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。 【公印規則第8条】

イ 備品の管理について、備品登録がされていないものがあつた。物品管理要綱により基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

【物品管理要綱第23条第2項】

(5) ふれあいセンター・公民館

ア 鶴城ふれあいセンター
なし

イ 矢田ふれあいセンター

AEDの配置場所について、配置場所が容易に把握できるように位置案内を掲示するなど、緊急時に備えられたい。 【AEDの適正配置に関するガイドライン】

ウ 寺津ふれあいセンター

なし

エ 横須賀ふれあいセンター

なし

オ 幡豆ふれあいセンター

防犯面及び防災面を踏まえた適正な管理体制を構築されたい。

カ 幡豆公民館

なし